

主な財政用語

【会計】

- 一般会計

地方公共団体の行政運営上、基本的な経費を網羅した会計。議会費、総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費からなる。

- 特別会計

特定の歳入歳出について、一般会計と区別し別個に処理する会計。千葉県の場合、県債管理事業特別会計、地方消費税清算特別会計など、公営事業会計を含め、全 23 会計からなる。

- 普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く。）を合わせた統計上の会計で、国が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統一ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と 15 の特別会計を合わせた全 16 会計からなる。

【収支】

- 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

- 実質収支

形式収支から、翌年度への繰越事業に充てるため繰り越すべき財源を控除した額。当該年度の実質的な収支差額を表す。

【歳入】

- 一般財源

使途が特定されておらず、地方自治体がどのような経費にも使うことができる財源。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税など。

- 特定財源

使途が特定されている財源。国庫支出金、地方債、使用料、手数料など。

地方債のうち臨時財政対策債や減収補てん債は一般財源。

- 地方交付税

地方公共団体の財源を保障するとともに、団体間の財源調整を図るため、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る団体に対し、その差額（財源不足額）について、国から交付される交付金。普通交付税と特別交付税からなる。

- 基準財政需要額

地方公共団体において標準的な行政サービスを提供するために必要な経費の規模。全国統一のルールにより算定され、普通交付税の算定基礎となる。

- 基準財政収入額

地方公共団体において標準的に見込まれる地方税その他の歳入の規模。普通交付税の算定基礎となる。

- 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、通常地方債の発行が認められていない投資的経費以外の経費にも充てることができる特例的な地方債。本来地方交付税で措置されるべき部分であることから、後年度の普通交付税算定において、償還額の100%が基準財政需要額に算入される。

- 減収補てん債

普通交付税の算定上、基準財政収入額として見込まれた税収よりも実際の税収が減少した場合に、その補てんとして発行が認められる特例的な地方債。後年度の普通交付税算定において、償還額の75%が基準財政需要額に算入される。

【歳出】

- 性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類。人件費、物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費などからなる。

- 目的別歳出

経費の行政目的に着目した歳出の分類。議会費、総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費、警察費などからなる。

- 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、支出が義務付けられ任意に削減できない経費の総称。人件費、扶助費、公債費からなる。

- 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備に要する経費。

- 物件費

性質別歳出の一つで、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的な性質を有する経費の総称。賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費など。

- 扶助費

性質別歳出の一つで、社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費。

- 補助費等

性質別歳出の一つで、国や他の地方公共団体、法人等に対し支出される経費。負担金、補助金、交付金、委託料など。

- 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

【財政指標】

○ 標準財政規模

当該地方公共団体における標準的な一般財源の規模。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額} + \text{普通交付税} + \text{地方譲与税等}$$

○ 標準税収入額

地方税法に定める法定普通税について、普通交付税の算定上見込まれる税収見込額。

$$\text{標準税収入額} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times \frac{100}{75} + \text{地方譲与税等}$$

○ 財政力指数

普通交付税算定上の標準的な財政需要に対する標準的な収入の充足割合。地方公共団体の財政力を示す指数として用いられ、1未満は普通交付税の交付団体、1を超えると不交付団体となる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{過去3か年平均})$$

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行の際に総務大臣等の許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad (\text{過去3か年平均})$$

準元利償還金とは、満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金相当額（年度割相当額）等や公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金、組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金などの合計額をいう。

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額とは、一般会計等の年度末地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額、組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額、退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）などの合計額をいう。

○ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当された一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$



（参考）
ぎょうせい「地方財政小辞典」
総務省「地方財政の状況」
「都道府県決算状況調」